

市川市では

『認知症の人にやさしいお店・事業所』

の認定を行っています



認知症の人にやさしいお店・事業所とは

- ・認知症サポーターがいる
- ・認知症の人にやさしい店・事業所づくりに取り組んでいる
- ・認知症地域支援推進員や高齢者サポートセンターと連携している

認定を受けるには申請が必要です。

詳細は裏面または右記二次元コードをご確認ください。

問合せ先：市川市福祉部地域包括支援課

TEL 047-712-8521



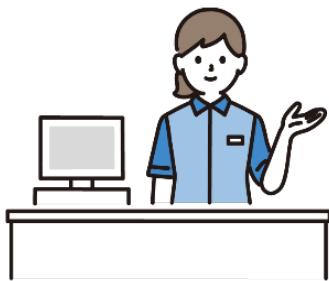
1 認知症の人にやさしいお店・事業所とは

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、市川市内において認知症の人にやさしい取り組みを行っている店舗・事業所を「市川市認知症の人にやさしいお店・事業所」として認定します。

認定された店舗・事業所には、認定証及び認定ステッカーを交付します。また、市公式Webサイトで店舗名や取組内容等の周知を行います。

2 認定基準

- ① 従業員の1割以上が認知症サポーター養成講座を受講していること
- ② 認知症にやさしい以下の取り組みを3つ以上実施していること
 - ・認知症の人にやさしい接客
 - ・認知症の人にやさしい店・事業所づくり
 - ・認知症の人にやさしい商品構成
 - ・認知症の人にやさしいサービス
 - ・認知症に関する普及・啓発サービス
- ③ ステッカーを店舗等の目のつく場所を掲示できること
- ④ 認知症地域支援推進員や高齢者サポートセンターとの連携を図ること



3 ステッカー交付までの流れ

- ① 市川市福祉部地域包括支援課へ申請書(様式第1号)を提出



- ② 認定基準を満たしているか審査を実施



- ③ 認定証・ステッカーの交付、市公式Webサイトで周知